

徳島県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 選挙区名 | 数 |
|--------|---------|
| 徳島 | 七〇、八三三人 |
| 鳴門 | 一五、八三五人 |
| 小松島・勝浦 | 一一、三二六人 |
| 阿南 | 一九、八八八人 |
| 吉野川 | 一一、二二七人 |
| 阿波 | 一〇、一九一人 |
| 美馬 | 一〇、二七七人 |
| 三好第一 | 六、九六五人 |
| 名西 | 八、五四七人 |
| 那賀 | 二、二五五人 |
| 海部 | 五、五〇四人 |
| 板野 | 二七、二四二人 |
| 三好第二 | 三、八九七人 |